

愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

1 概要

本県では、国が示す「外来医療に係る医療供給体制の確保に関するガイドライン」に基づき、令和2年（令和6年3月改訂）に外来医療計画を策定し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定し、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。

本取り扱いは令和3年4月1日から開始されておりますが、今回は令和6年8月1日から令和6年12月31日までに、医療機関から2件の「共同利用計画」の提出がありましたので報告いたします。

<対象医療機器>

C T、MR I、P E T、放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィ

<対象者>

上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

2 共同利用計画の提出のあった医療機関

医療機関名	所在地	対象機器	設置日	共同利用	共同利用の方法	理由 (共同利用を行わない場合)
医療法人大浜医院	岡崎市	マンモグラフィ	R6. 9. 10	行わない	—	内科の診療を主としているため、マンモグラフィの撮影には限界があり、他の医療機関の要望に応じることが難しいため
おかざきいしむら整形外科	岡崎市	MRI (1.5ステラ以上 3ステラ未満)	R6. 9. 25	行う	・連携先の病院又は診療所による機器使用 ・連携先の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供	—